

# 12月3日～9日は「障害者週間」です

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

＜障害者週間とは＞「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるために設定されました。この一週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。

【福生市の状況】平成 28 年 4 月現在、本市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉保健手帳）登録者数は、のべ 2,383 人です。

## ■障害者週間イベント

市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品の販売等を行います。※販売は一部の期間のみ。

《心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します》心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。

### 《主な福祉施策》

#### 〈手当〉

#### ◆心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳 1～4 級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性まひ、進行性筋萎縮症の方等

#### ◆東京都重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

#### ◆障害児福祉手当

【対象】20 歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方

#### ◆特別障害者手当

【対象】20 歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

#### ◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】①東京都の難病医療費助成制度対象疾病に罹患している方②小児慢性疾患医療費助成対象者で難病医療費助成制度と共通の疾病に罹患している方（心身障害者福祉手当を受給している方は除く）

#### ▼子ども育成課が窓口の手当▼

#### ◆児童育成手当（障害手当）

【対象】次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方・身体障害者手帳おおむね 1・2 級程度、愛の手帳おおむね 1～3 度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症

#### ◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方・身体障害者手帳おおむね 1～3 級程度、愛の手帳おおむね 1～3 度程度、日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

### 〈自立支援給付〉

◆居宅介護◆重度訪問介護◆行動援護◆同行援護◆重度障害者等包括支援◆短期入所◆療養介護◆生活介護◆施設入所支援◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆宿泊型自立訓練◆就労移行支援◆就労継続支援（雇用型・非雇用型）◆共同生活援助◆補装具費の支給

【対象】身体障害者手帳をお持ちの方等

### 〈児童通所給付〉

◆放課後等デイサービス◆児童発達支援◆医療型児童発達支援◆保育所等訪問支援

【対象】18 歳未満で障害をお持ちの方等

### 〈相談支援給付〉

◆計画相談支援◆障害児相談支援

【対象】自立支援給付または児童通所給付のサービスを受けている方

### 〈地域相談支援給付〉

◆地域移行支援◆地域定着支援

【対象】精神科病院や障害者支援施設を利用する 18 歳以上の方等

### 〈医療費助成〉

◆心身障害者（児）医療費助成

【対象】身体障害者手帳 1 級、2 級（内部

障害は 3 級）または愛の手帳 1、2 度の方等

#### ◆自立支援医療

精神通院医療・更生医療・育成医療の 3 種類があります。

＜精神通院医療＞在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成

【対象】精神疾患を有し通院している方

＜更生医療＞身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成

【対象】18 歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

＜育成医療＞手術等の治療にかかる医療費を助成

【対象】18 歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方（担当は子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737）

#### ◆難病等医療費の助成

【対象】(1) 国または都の指定する難病に罹患している方

(2) 次の①または②のいずれかに該当する方

①その病状が厚生労働大臣または知事が定める程度の方

②①に該当しないが、同一の月に受けた難病に係る医療費総額について、33,330 円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の 12 か月以内にすでに 3 か月以上あった方

#### ◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】18 歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方（ただし、18 歳以降も、継続して更新手続を行った場合に限り、20 歳まで延長可能となります。）

#### ◆B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

【対象】B型・C型肝炎のインターフェロン治療（3 剤併用療法を含む）、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

#### ◆小児精神障害者入院医療費助成

【対象】精神科への入院治療を必要とする 18 歳未満の方

### 〈地域生活支援事業〉

◆相談支援◆意思疎通支援◆移動支援地域活動支援センター◆日中一時支援◆点字図書給付◆重度身体障害者（児）訪問入浴サービス

【対象】ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者・障害児の方（6 歳以上 65 歳未満）

#### ◆重度身体障害児入浴サービス

【対象】ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児（6 歳～17 歳）の方

#### ◆日常生活用具給付

### 〈市内の障害者のための施設〉

【地域活動支援センターはっぴい・地域活動支援センターれんげ園】創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

【地域活動支援センターハッピーウイング】精神障害をお持ちの方の相談支援、活動場所の提供、福祉サービスの情報提供（福生市東町 6-8 MEビル 3 階）☎ 553・9888

【日程】12月3日(土)～9日(金)

【場所】市役所 1 階ロビー

### ■ヘルプカードについて

障害のある人は、自分から「困った」となかなか伝えられないことがあります。ヘルプカードは、支援してほしい内容や連絡先、対応策などを記載しておき、緊急時・災害時に提示することで、周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

【対象】障害者の方

【配布申込み】名前の分かるもの（手帳、保険証等）を持って、市役所 1 階 10-1 番障害福祉課へお越しください。



爆者の子

### 〈緊急時対策〉

#### ◆重度身体障害者等緊急通報システム

【対象】18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）、難病患者（都の医療券をお持ちの方）

#### ◆重度心身障害者火災安全システム

【対象】18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）や重度知的障害者（2 度以上）

#### ◆救急医療情報キット

【対象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

#### ◆緊急ネット通報

【対象】聴覚または言語・音声等に機能障害がある方で G P S 機能があり、ウェブサイト利用のできる携帯電話、スマートフォンをお持ちの方

【問合せ】東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係 ☎ 03・3212・2111、☎ 03・3212・1478

#### ◆住宅設備の改善給付事業

日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。

【対象】原則 6 歳以上 65 歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が 2 級以上の方、および補装具として車いすを購入した内部障害者

#### ◆中等度難聴児補聴器購入費助成事業

【対象】身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の方で、補聴器を必要とする方

#### ◆指定収集袋（ごみ袋）・粗大ごみの減免

【対象】身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

#### ◆下水道使用料減免

【対象】身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

【問合せ】施設課下水道グループ ☎ 551・1968

#### ◆声の「広報ふっさ」の郵送

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529、☎ 530・2015

#### ◆声の「市議会だより」の郵送

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

#### ◆外出が困難な方への図書の宅配◆ご自身で本を読むことが困難な方への対面音訳

【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111

#### ◆心身に障害のある児童の就学相談

【問合せ】教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700

### 点字ブロックの上に自転車などを止めないで!

点字ブロックは視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のことです。点字ブロックの上に、自転車などの物が置かれていると、視覚障害者がぶつかったり、杖を折ったりする危険があります。点字ブロックの上に物を置かないよう、ご理解・ご配慮をお願いします。

【問合せ】道路公園課管理グループ ☎ 551・1969、障害福祉課 ☎ 551・1742

### 福祉サービスを受けるための手帳

| 手帳の種類・程度  | 申請先   |              |
|---|---|--------------|
|   | 身体障害者手帳 (1～6 級)   | 愛の手帳 (1～4 度) |
| 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方 | 知的障害があり、18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方 | 障害福祉課        |
| 精神障害者保健福祉手帳 (1～3 級)   | 精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方                      |              |

費用の記載のない事業は無料です

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください）